

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示

口頭により開示請求をすることができる個人情報の変更(一〇六三・情報公開課).....	1
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(一〇六四、一〇六五・税務課).....	1
字の区域の変更(一〇六六・市町村課).....	2
平成十八年歯科技工士試験の実施(一〇六七・医務薬事課).....	3
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(一〇六八・湯沢保健所).....	4
結核予防法による医療機関の指定(一〇六九・湯沢保健所).....	4
浄化槽工事業者登録簿閲覧規則の変更(一〇七〇・建設管理課).....	4
測量業者登録簿等閲覧規則の変更(一〇七一・建設管理課).....	5
秋田県建設業許可申請書等閲覧規則の変更(一〇七二・建設管理課).....	5
都市計画の変更による送付図書の縦覧(一〇七三・都市計画課).....	6
道路区域の変更及び供用開始(一〇七四、一〇七六・道路課).....	6
道路の供用開始(一〇七七、一〇七九・道路課).....	7
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室).....	8
県営土地改良事業の換地計画の決定(北秋田地域振興局農林部).....	8
県営土地改良事業の換地計画の決定(山本地域振興局農林部).....	8
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部).....	8
県営土地改良事業の換地計画の決定(仙北地域振興局農林部).....	9
県営土地改良事業の換地計画の決定(平鹿地域振興局農林部).....	9

告示

秋田県告示第六十三号

秋田県個人情報保護条例(平成十二年秋田県条例第百三十八号)第二十一条第一項の規定により口頭により開示請求をすることができる個人情報について、次のとおり変更したので、告示する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 口頭により開示請求をすることができる個人情報の項目等を変更したものを

准看護師試験	試験等の名称	開示する内容	口頭により開示請求をすることができる個人情報	
			項目	変更内容
総合得点			口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
合格発表の日から一箇月間				医務薬事課

二 口頭により開示請求をすることができる個人情報としたものを

- (一) 改良普及員資格試験に係る個人情報
- (二) 林業改良指導員資格試験に係る個人情報

秋田県告示第六十四号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、秋田県税条例施行規則(昭和二十九年秋田県規則第十五号)第五十二条の二第四項の規定に基づき、告示する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 氏名又は名称 若松商工株式会社 代表取締役 若松 寿樹
- 二 主たる事務所又は事業所の所在地 北秋田郡比内町扇田字押切十二番地の一
- 三 指定取消年月日 平成十七年五月二十五日

秋田県告示第六十五号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、秋田県税条例施行規則(昭和二十九年秋田県規則第十五号)第五十二条の二第四項の規定に基づき、告示する。

平成十七年十二月二十二日

- 一 氏名又は名称 有限会社仙商 代表取締役 小林 金市
- 二 主たる事務所又は事業所の所在地 仙北郡田沢湖町神代字熊野堂二百九番地
- 三 指定取消年月日 平成十七年六月三十日

秋田県告示第六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、山本郡山本町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺田 典城

<p>変更前の字の区域</p> <p>山本郡山本町鵜川字上大沢 一七四の二、一八〇の一、一八一、一八二の一、一八三、一八四の五、一八五の二五及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部</p> <p>山本郡山本町外岡字内岡 四二から四五まで、四九、五一の一、五七から六二まで、六三の一、六三の二、六四、六五、六六の一、六八の一、七〇の一、七一の一、七二の二、七二から七九まで、八二、八二の一から八二の三まで、八三、八四、八八、八九、九五から一〇〇まで、一〇一の一、一〇一の二、一〇三、一〇四の一から一〇四の四まで、一〇五、一〇七及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p> <p>山本郡山本町外岡字長峰沢 一、二の一、二の二、三の一の一部、三の二及び</p>	<p>変更後の字の区域</p> <p>山本郡山本町豊岡金田字保龍</p>
---	--------------------------------------

<p>これらの区域に隣接介在する水路である公有地の一部</p> <p>山本郡山本町外岡字外岡南 二〇六の一、二〇六の二、二〇七、二〇八、二五八</p>	<p>山本郡山本町豊岡金田字根岸 二五一の一の一部、二五三の一、二五五、二六八の一部、二六九の一部、三七五の一から三七五の六まで、三七七、三七八の一、三七八の二、三七九の一部、三八六から三八八までの各一部</p>	<p>山本郡山本町外岡字大堤沢 一の一部、六の二の一部、一二から二〇まで、二四、二五、二七から四一まで、四三、四四、四六、四七、四九から五二まで、六〇の一、六一の一、六二の二、六五の二及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部並びに七一の一に隣接する道路である公有地の一部</p>	<p>山本郡山本町外岡字大坪 八三の二、八三の三、八八の一から八八の四まで、一〇七の一、一〇七の二</p>	<p>山本郡山本町豊岡金田字根岸</p>
---	--	---	---	----------------------

八、六九の二二から六九の一四まで及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部

山本郡山本町外岡字長峰沢

一〇から二二まで、一三の一、一三の二、一四から二六まで、二七の一、二七の二、二八から三四まで、三五の一から三五の三まで、三六の一、三六の二、三七、三八の一、三九の二、三九の三、六一、六四から七〇まで、九七の二の一部、九八の二の一部、一〇〇、一〇一の一、一〇一の二、一〇二から一〇四まで、一〇五の一、一〇五の二、一〇六、一〇七の二の一部、一〇七の三の一部、一一三の二の一部、一一四の一部、一一五の一部、一一〇の一部、一一〇の一、一一一の一から一一三の三まで、一一三の一から一一三の三まで、一一三の二、一一四の一、一一四の二、一一五、一一六、一一七の一部、一一八の一部、一一八の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部

山本郡山本町豊岡金田字保龍

二二四の六四の一部、二二九の三の一部、二二三の一部、二四九の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに二二九の一、二二九の一八、二二九の二〇に隣接する道路である公有地の一部

山本郡山本町外岡字大堤沢

一の一部、六の二の一部

秋田県告示第千六十七号

歯科技工士法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号）附則第二條の規定により、次のとおり平成十八年歯科技工士試験を実施するので、歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）第六條の規定に基づき、公告する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 試験の日時及び場所

(一) 日時

(1) 学説試験 平成十八年二月十六日(木)午前九時から午後四時まで

(2) 実地試験 平成十八年二月十七日(金)午前九時から午後三時三十分まで

(二) 場所

(1) 学説試験 ルポールみずほ(秋田市山王四丁目二番十二号)

(2) 実地試験 秋田県歯科医療専門学校(秋田市山王二丁目七番四十四号)

二 試験科目

(一) 学説試験

歯科理工学 歯の解剖学 顎口腔機能学 有床義歯技工学 歯冠修復技工学

矯正歯科技工学 小児歯科技工学 関係法規

(二) 実地試験

歯科技工実技

三 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

(一) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者

(二) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者

(三) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

(四) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(一)から(三)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

四 受験申込みに必要な書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 受験資格を有することを証する書類

(四) 写真(出願前六箇月以内に脱帽で正面から撮影した縦九・五センチメートル、横六・五センチメートルのもの)

五 受験願書用紙の交付

(一) 期間

秋田県の休日を含め、平成十八年一月五日(木)から同月十六日(月)まで

規定する県の休日を除き、平成十八年一月五日(木)から同月十六日(月)まで

(二) 場所

健康福祉部医務薬事課(秋田市山王四丁目一番一号)

郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「願書請求」と朱書し、八十円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

六 受験願書の受付

(一) 期間
平成十八年一月五日(木)から同月十六日(月)までの午前九時から午後五時まで

(二) 郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

健康福祉部医務薬事課(秋田市山王四丁目一番一号)
郵送の場合は、封筒の表に「歯科技工士試験受験」と朱書すること。

七 受験手数料

(一) 額
三万六千円

(二) 納付方法

受験願書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

八 合格者の発表

平成十八年三月八日(水)に県庁正面公告板に合格者の受験番号を掲示する。

九 試験についての問い合わせ先

健康福祉部医務薬事課(電話番号〇一八 八六〇 一四一一)

秋田県告示第千六十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があつたので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	医療法人 小野 崎医院	所 在 地	湯沢市表町三丁目一番二十九号	辞 退 年 月 日	平成十七年十二月三日
-----	-------------	-------	----------------	-----------	------------

秋田県告示第千六十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	医療法人 小野 崎医院	所 在 地	湯沢市表町三丁目一番二十九号	指 定 年 月 日	平成十七年十二月五日
-----	-------------	-------	----------------	-----------	------------

秋田県告示第千七十号

浄化槽工事業に係る登録等に関する省令(昭和六十年建設省令第六号)第七条第二項の規定に基づき定めた浄化槽工事業登録簿閲覧規則を次のとおり変更したので、告示する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

浄化槽工事業者登録簿閲覧規則

(趣旨)

第一条 この規則は、浄化槽工事業者登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)における浄化槽工事業者登録簿(以下「登録簿」という。)の閲覧に關し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の時間)

第二条 登録簿の閲覧の時間は、午前九時から正午まで及び午後十二時四十五分から午後五時までとする。

(閲覧所の定休日)

第三条 閲覧所の定休日は、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項各号に掲げる日とする。

(閲覧所の臨時休日等)

第四条 登録簿を整理する場合その他必要がある場合は、臨時に休日を設け、又は閲覧の時間を短縮するものとし、その旨を閲覧所に掲示する。

(閲覧の手続)

第五条 登録簿を閲覧しようとする者は、別に定める様式による閲覧申請書を知事に提出しなければならない。

(閲覧所外への持出しの禁止)

第六条 登録簿は、これを閲覧所の外に持ち出すことができない。

(閲覧の停止又は禁止)

第七条 次の各号のいずれかに該当する者については、その閲覧を停止し、又は禁止することがある。

- 一 この規則に違反し、又は係員の指示に従わない者
- 二 登録簿を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附則

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

秋田県告示第七十一号

測量法施行令(昭和二十四年政令第三百二十二号)第二十八条第二項の規定に基づき定めた測量業者登録簿等閲覧規則を次のとおり変更したので、告示する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺田典城

測量業者登録簿等閲覧規則

(趣旨)

第一条 この規則は、測量業者登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)における測量業者登録簿その他の関係書類(以下「登録簿等」という。)の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の時間)

第二条 登録簿等の閲覧の時間は、午前九時から正午まで及び午後十二時四十五分から午後五時までとする。

(閲覧所の定休日)

第三条 閲覧所の定休日は、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項各号に掲げる日とする。

(閲覧所の臨時休日等)

第四条 登録簿等を整理する場合その他必要がある場合は、臨時に休日を設け、又は閲覧の時間を短縮するものとし、その旨を閲覧所に掲示する。

(閲覧の手続)

第五条 登録簿等を閲覧しようとする者は、別に定める様式による閲覧申請書を知事に提出しなければならない。

(閲覧所外への持出しの禁止)

第六条 登録簿等は、これを閲覧所の外に持ち出すことができない。

(閲覧の停止又は禁止)

第七条 次の各号のいずれかに該当する者については、その閲覧を停止し、又は禁止することがある。

- 一 この規則に違反し、又は係員の指示に従わない者
- 二 登録簿等を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附則

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

秋田県告示第七十二号

建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第五条第一項の規定に基づき定めた秋田県建設業許可申請書等閲覧規則を次のとおり変更したので、告示する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺田典城

秋田県建設業許可申請書等閲覧規則

(趣旨)

第一条 この規則は、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三条に規定する閲覧所(以下「閲覧所」という。)における建設業に係る許可申請書その他の関係書類(以下「許可申請書等」という。)の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の時間)

第二条 許可申請書等の閲覧の時間は、午前九時から正午まで及び午後十二時四十五分から午後五時までとする。

(閲覧所の定休日)

第三条 閲覧所の定休日は、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項各号に掲げる日とする。

(閲覧所の臨時休日等)

第四条 許可申請書等を整理する場合その他必要がある場合は、臨時に休日を設け、又は閲覧の時間を短縮するものとし、その旨を閲覧所に掲示する。

(閲覧の手続)

第五条 許可申請書等を閲覧しようとする者は、別に定める様式による閲覧申請書を知事に提出しなければならない。

(閲覧所外への持出しの禁止)

第六条 許可申請書等は、これを閲覧所の外に持ち出すことができない。

(閲覧の停止又は禁止)

第七条 次の各号のいずれかに該当する者については、その閲覧を停止し、又は禁止

することがある。

一 この規則に違反し、又は係員の指示に従わない者

二 許可申請書等を汚損し、若しくははぎ損し、又はそのおそれがあると認められる者

三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

秋田県告示第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、男鹿市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

一 道路の区域及び供用開始の区間

道 路 種 類	道 路 種 類		区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧			
能代五城目線	能代五城目線	能代五城目線	南秋田郡五城目町内川黒土字滝ノ沢二〇番二地先から五四番地先まで	九・〇〇～二八・〇〇	〇・一八六

二 供用開始の期日 平成十七年十二月二十二日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十七年十二月二十二日から平成十八年一月六日まで

一 道路の区域及び供用開始の区間

道 路 種 類	道 路 種 類	道 路 種 類	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
旧	旧新別	路 線 名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
能代五城目線	能代五城目線	能代五城目線	南秋田郡五城目町内川黒土字沼ノ上六六番一地先から七二番一地先まで	九・〇〇～一〇・〇〇	〇・〇五五

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき図書

男鹿都市計画下水道（男鹿市公共下水道）の変更の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

県道	新	能代五城目線	南秋田郡五城目町内川黒土字沼ノ上六六番一地先から七二番一地先まで	九・〇〇〇～一三・〇〇〇	〇・〇五五
----	---	--------	----------------------------------	--------------	-------

二 供用開始の期日 平成十七年十二月二十二日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十七年十二月二十二日から平成十八年一月六日まで

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	道路の種類		区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧			
	千畑大曲線	千畑大曲線	大仙市堀見内字中田茂木七四番一地先から字元田茂木五五番九まで	七・六〇〇～二二・〇〇〇	〇・七三〇
	千畑大曲線	千畑大曲線	大仙市堀見内字中田茂木七四番二から字元田茂木五五番九まで	八・六〇〇～二二・〇〇〇	〇・七三〇

二 供用開始の期日 平成十七年十二月二十二日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十七年十二月二十二日から平成十八年一月六日まで

秋田県告示第十七十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十七年十二月二十二日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

県道	道路の種類	路線名	区 間
		本荘岩城線	由利本荘市岩城赤平字向山四二番一地先から字梅ヶ沢一五八番一地先まで

秋田県告示第十七十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第十七十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十七年十二月二十二日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

県道	道路の種類	路線名	区 間
		金沢吉田柳田線	仙北郡美郷町飯詰字東君堂九八番五から字南谷地一四一地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十七年十二月二十二日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (一) 場所 建設交通部道路課
 - 期間 平成十七年十二月二十二日から平成十八年一月六日まで

秋田県告示第七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	千畑大曲線	大仙市板見内字長仙寺四七番一から字大面九九番地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十七年十二月二十二日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (一) 場所 建設交通部道路課
 - 期間 平成十七年十二月二十二日から平成十八年一月六日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあった年月日 平成十七年十一月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ひととくらしとまち大館ネットワーク
- 三 代表者の氏名 中 田 直 行

- 四 主たる事務所の所在地 大館市字中町十六番地
- 五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民の子どもから高齢者に対して、経済・金融についての知識を市民が相互に深めることを支援し、それらを通じて地域との関わりや、まちづくり、職業・勤労観、情報処理能力を身につけ自律した価値観をもつ人材を育成し、地域振興の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条第二項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（摩当地区担い手育成基盤整備事業）換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十七年十二月二十六日から平成十八年一月二十七日まで
- 三 縦覧場所 北秋田市役所

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条第二項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（金岡地区県営担い手育成基盤整備事業）（一三工区）換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十七年十二月二十六日から平成十八年一月二十七日まで
- 三 縦覧場所 山本町役場及び八竜町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大仙市神宮寺松倉堰土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 退任理事の住所及び氏名 大仙市神宮寺字神宮寺三百八番地 高 橋 新 亮

大仙市神宮寺字神宮寺百九十三番地	齊藤泰幸
字蒲五十七番地	佐藤兼正
字大坪八十二番地	今野広一
字八石七十二番地	藤井辰雄
字宇留井谷地東入百七十五番地	黒川重一
字上高野三十四番地	菅原哲郎
北榑岡字戸月八番地	鈴木和栄
字北榑岡一番地	菅原哲男
字沖田三百四十五番地一	古屋弘
松倉字松倉百五十番地一	小松一之
花館字間倉二百六十番地三	三浦肇
就任理事の住所及び氏名	
大仙市神宮寺字神宮寺三百八番地	高橋新亮
字神宮寺百九十三番地	齊藤泰幸
字蒲五十七番地	佐藤兼正
字大坪八十二番地	今野広一
字八石七十二番地	藤井辰雄
字宇留井谷地東入百七十五番地	黒川重一
字上高野三十四番地	板垣勝郎
北榑岡字戸月八番地	菅原哲男
字北榑岡一番地	鈴木和栄
字高花三十三番地	武藤清
松倉字松倉百五十番地一	小松一之
花館字間倉二百六十番地三	三浦肇
就任監事の住所及び氏名	
大仙市神宮寺字福島十二番地	富樫晃宏
北榑岡字上龍蔵台八十一番地	菅原悦彦
四ツ屋字砂崎二十番地	三浦慶彦
就任監事の住所及び氏名	
大仙市神宮寺字福島十二番地	富樫晃宏
北榑岡字上龍蔵台八十一番地	菅原悦彦
四ツ屋字砂崎二十番地	三浦慶彦

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、

県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(金西西部地区ほ場整備事業(担い手育成型))換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十七年十二月二十六日から平成十八年一月二十七日まで

三 縦覧場所 仙北郡美郷町役場仙南庁舎

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年十二月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(金沢地区担い手育成基盤整備事業)換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十七年十二月二十六日から平成十八年一月二十七日まで

三 縦覧場所 横手市役所

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄